

### 【前期 第3問】

A はコカインを数十回に渡り使用していた。今まで取引のあった売人が逮捕されたことから違法薬物の売人である B から平成 27 年 11 月 29 日に初めてコカイン 1g を 6 万円で購入した。この後、3 か月の間に A は B から 5 回に渡りコカイン計 5g を計 30 万円で購入した。平成 28 年 2 月 29 日に八王子市所在の飲食店内で A は「いつものが欲しいんだ」と B に話したところ、B は「最近はずつとかマトリがあたりをうろついてやがる」「こっちは危険な道渡ってるんだから値上げしてもいいよな」と言い結晶状の覚せい剤「以下、本件薬物という」2g をメタンフェタミンを含む覚せい剤であると伝えずに 20 万円で A に売った。A は帰宅直後の同日午後 2 時に A 宅にて本件薬物 0.1g を経口摂取にて使用したところ、いつもと使用感が違ったが、疑問には思わず本件薬物について B に確認を取らなかった。

また、A は本件薬物 1g を携帯して平成 28 年 3 月 20 日に八王子市内で友人 C と会った。両者が使用していた危険ドラッグ CRL-40,940 について話していたところ、C は同月 18 日に当該危険ドラッグを使い切っていたため「使い終わったからくれよ」と言い、A は同月 18 日に当該危険ドラッグを使い切っていたが「コカインも危険ドラッグも変わらない」と考え、本件薬物を特に何であるかも伝えずに C に無償で譲り渡した。

なお、CRL-40,940 は平成 28 年 3 月 9 日に公布され同月 19 日に施行された、平成 28 年厚生労働省令第 28 号により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する「指定薬物」に指定された薬物を含む危険ドラッグである。

A と C の罪責について論ぜよ。ただし、東京都薬物の濫用防止に関する条例は考慮しないものとする。

(参照条文)

覚せい剤取締法 第 41 条の 2 1 項

覚せい剤を、みだりに、所持し、譲り渡し、又は譲り受けた者（第四十二条第五号に該当する者を除く。）は、十年以下の懲役に処する。

麻薬及び向精神薬取締法 第 66 条 1 項

ジアセチルモルヒネ等以外の麻薬を、みだりに、製剤し、小分けし、譲り渡し、譲り受け、又は所持した者（第六十九条第四号若しくは第五号又は第七十条第五号に該当する者を除く。）は、七年以下の懲役に処する。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第 76 条の 4

指定薬物は、疾病の診断、治療又は予防の用途及び人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途として厚生労働省令で定めるもの（以下この条及び次条において「医療等の用途」という。）以外の用途に供するために製造し、輸入し、販売し、授与し、所持し、購入し、若しくは譲り受け、又は医療等の用途以外の用途に使用してはならない。

同法第 84 条 1 項

次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

同条 26 号

二十六 第七十六条の四の規定に違反した者（前条に該当する者を除く。）  
を参照のこと

参考判例 最高裁判所第一小法廷決定昭和 61 年 6 月 9 日